

参考資料8

「避難確保計画」と学校の危機管理マニュアルとの関係

関連各法で作成が義務付けられている「避難確保計画」に記載すべき事項と、学校の危機管理マニュアルで記載する事項との関係は、おおむね下表のように整理できます。危機管理マニュアルですでに定めている事項については、避難確保計画として別途定める必要はありませんので、必要な事項を十分に検討し、危機管理マニュアルの中に「避難計画」として記載しましょう。

| 記載すべき事項※ ₁ | | 学校の危機管理マニュアル等との関係※ ₂ | |
|-----------------------|------------------|---|---|
| 1 | 計画の目的 | ・避難確保計画の目的 ・根拠となる関連法 | ○マニュアル全体の目的 ○マニュアルの根拠法 |
| 2 | 計画の報告 | ・避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告 | ▲避難確保計画の作成・修正時の市町村長への報告 |
| 3 | 計画の適用範囲 | ・避難確保計画の対象となる施設の利用者等の範囲・人数 ・計画の見直し ・事前休業の判断 | ○学校の現状(児童生徒等, 教職員の人数) ○マニュアルの見直し・改善 ○事前の臨時休業の判断 |
| 4 | 防災体制 | ・防災体制の基準(参集基準等), 体制 | ○教職員の非常参集基準・体制 ○警戒本部, 対策本部の基準・体制 |
| 5 | 情報収集・伝達 | ・収集する情報の種類, 収集手段 ・施設内関係者間, 施設利用者への情報伝達手段 | ○情報収集の内容, 収集手段 ○教職員間, 保護者等への情報伝達手段 |
| 6 | 避難誘導 | ・避難場所, 移動距離, 避難手段 ・避難経路 ・避難に要する時間 | ▲避難場所, 移動距離, 避難手段 ▲避難経路 ▲避難に要する時間 |
| 7 | 避難の確保を図るための施設の整備 | ・避難誘導等に用いる資器材等の一覧 | ○備品・備蓄品一覧(内, 避難に関連する資器材等) |
| 8 | 防災教育及び訓練の実施 | ・定期的な研修, 訓練の実施 ・教育訓練計画の作成 | ○教職員の研修, 訓練 ○児童生徒等への安全教育 |
| 9 | 防災教育及び訓練の年間計画 | ・防災教育・訓練の項目, 内容, 実施予定時期 | ○学校安全計画 |
| 10 | 利用者緊急連絡先一覧表 | ・施設利用者の緊急連絡先一覧 | ○児童生徒等(保護者)の緊急連絡先一覧 |
| 11 | 緊急連絡網 | ・施設職員の緊急連絡網 | ○教職員の緊急連絡網 |
| 12 | 外部機関等の緊急連絡先一覧表 | ・市町村担当部局, 警察, 消防等の連絡先一覧 | ○関係機関連絡先一覧 |
| 13 | 対応別避難誘導一覧表 | ・避難支援が必要な利用者等の個別対応内容, 移動手段, 担当者 | ○児童生徒等名簿(点呼用) ▲要支援児童生徒等個別避難計画 |
| 14 | 防災体制一覧表 | ・防災体制図 | ○警戒本部, 対策本部の体制 |
| 15 | 施設周辺の避難地図 | ・施設周辺の避難経路図 | ▲避難経路図 |

※₁ 水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画についての解説・様式等を示した国土交通省「避難確保計画作成の手引き」(令和2年6月)による。番号欄が青色網掛けとなっている項目(No.1~8, 15)は、各法に基づき、市町村長への報告が求められる事項。なお、活火山法に基づく避難確保計画については、別途、内閣府より作成の手引が示されているが、記載すべき事項はおおむね上記と同様である。

※₂ ○印:危機管理マニュアル(避難計画以外の箇所)又は関連計画が該当する事項

▲印:危機管理マニュアルで「避難計画」として記載すべき事項

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(文部科学省)より抜粋